

別表(第2条関係)

減免対象	減額の率又は免除
(1) 国又は公共団体が公用又は公共用のため占有するとき。	免除
(2) 公益団体その他これに準ずるものが公用又は公共用のため占有するとき。	免除
(3) 道路敷に4メートル未満の道路橋を架設し、占有するとき。	別紙内規による
(4) かんがい用給排水管及び家庭用給排水管を埋設し、占有するとき。	10割以内
(5) 祭礼、縁日等の際し、大売出しのため、7日以内に限り占有するとき。	7割以内
(6) その他公益上特別の理由があると認めるとき。	市長が定める率

備考 (1)及び(2)に該当する場合にあっては、市有財産使用料減免申請書の提出を省略することができる。